

様

新居浜市監査委員 鴻 上 浩 宣
新居浜市監査委員 杉 本 茂 利
新居浜市監査委員 伊 藤 優 子

定期監査の結果について（提出）

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、令和5年7月24日から同年10月20日までの間、新居浜市監査基準に準拠して実施した定期監査について、同条第9項に規定する監査結果に関する報告並びに同条第14項に規定する措置状況を、次のとおり提出（公表）します。

1 監査の対象及び期間

令和4年度に実施した事務事業全般の歳入歳出予算の執行及び関連ある事項について、次のとおりの監査期間をもって監査を実施した。

監査対象部局	監査期間
上下水道局	令和5年7月24日から同年8月18日まで
企画部	令和5年8月18日から同年9月15日まで
建設部	令和5年9月27日から同年10月20日まで

2 監査を実施した監査委員 鴻 上 浩 宣・杉 本 茂 利・伊 藤 優 子

3 監査等の着眼点

財務及び事務事業の執行等が法令等に基づき正確に処理されているか、効率的かつ効果的（最少の経費で最大の効果）に行われているかを主眼として実施した。

4 監査の実施内容

関係資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取するとともに、前年度の指摘事項等が適正に改善されているかに留意して監査を実施した。

5 監査の結果

令和4年度に実施した事務事業の執行については、おおむね適正に処理されているものと認められたが、事務執行の一部において指摘事項が見受けられた。今後においても、更に適正かつ無駄のないコスト意識を持って、効率的な行財政執行に努め、住民福祉の増進のため努力をされたい。

なお、各部局の主な事務事業、指摘事項及び指摘事項の回答は、次のとおりである。

上 下 水 道 局

1 上下水道局の主な事務事業

(1) 企画経営課

- ア 水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の経営に関する事。
- イ 財政計画及び資金計画に関する事。
- ウ 企業債及び一時借入金に関する事。
- エ 予算の編成、配当及び執行管理に関する事。
- オ 決算及び業務状況報告に関する事。
- カ 現金及び有価証券の出納保管に関する事。
- キ たな卸資産に関する事。
- ク 工事の請負及び業務の委託その他の契約に関する事。
- ケ 財産及び備品の管理の調整統括に関する事。
- コ 水道メーターに関する事。
- サ 水道料金、工業用水道料金、下水道使用料その他収入金（次項に係るものを除く。）の調定、収納及び還付に関する事。
- シ 下水道事業受益者負担金及び下水道事業区域外流入分担金に関する事。
- ス 排水設備指定工事店及び責任技術者に関する事。
- セ 滞納整理に関する事。

(2) 水道課

- ア 水道事業経営の認可に関する事。
- イ 水道施設の整備、改良及び管理に関する事（他の所管に属するものを除く。）。
- ウ 漏水防止対策の計画及び実施並びに応急修理等に関する事。
- エ 給水契約及び給水装置等の管理に係る調査及び指導に関する事。
- オ 給水装置工事の審査及び検査並びに加入金、手数料等の調定に関する事。
- カ 専用水道、県条例水道、簡易専用水道及び小規模貯水槽水道の検査等に関する事。
- キ 応急給水に関する事。

(3) 下水道課

- ア 公共下水道事業計画の策定に関する事。
- イ 公共下水道施設の整備に関する事。
- ウ 排水管及び排水渠の整備に関する事。

(4) 施設管理課

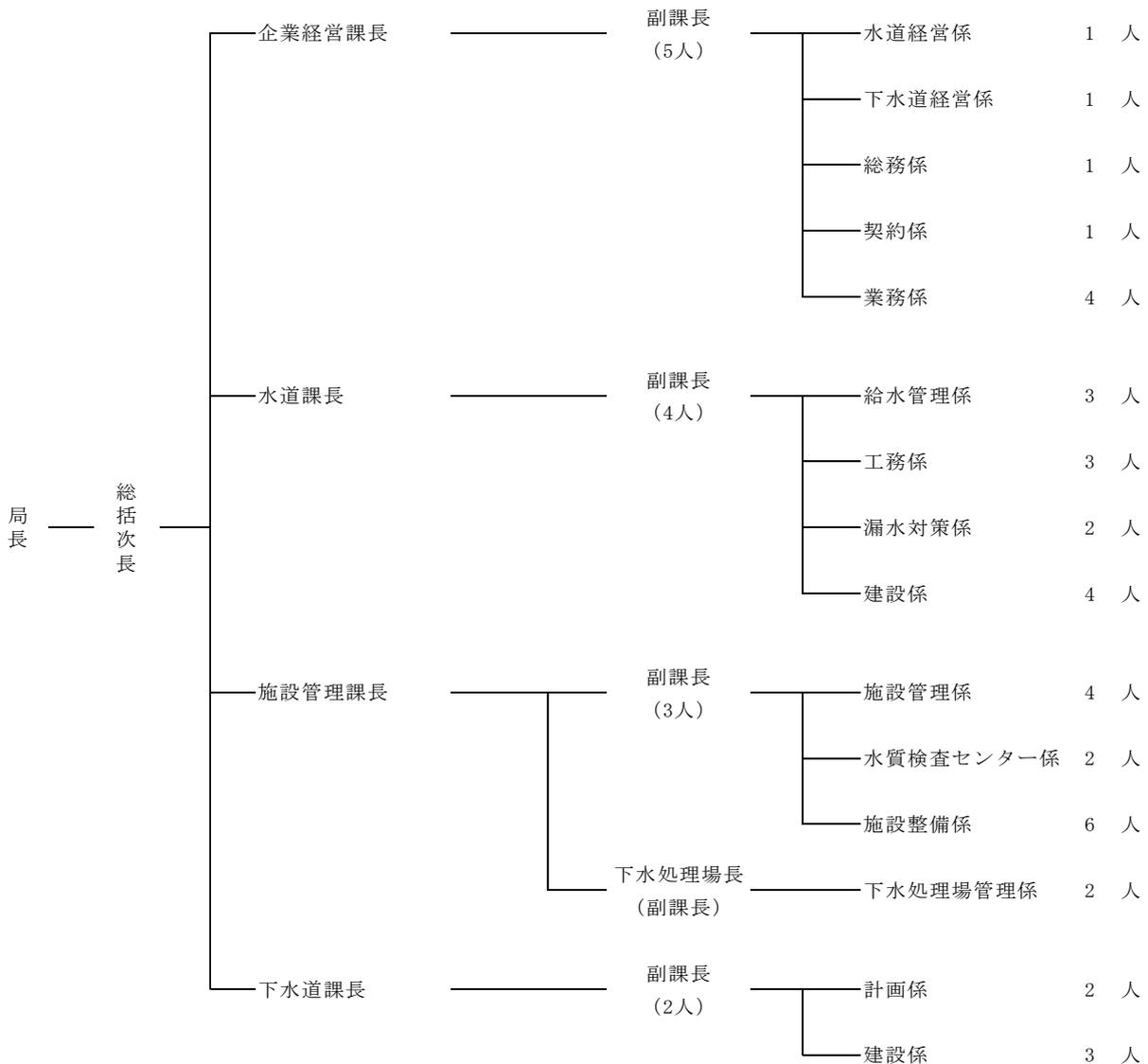
- ア 水源地、配水池、送水場その他の水源施設の管理に関する事。
- イ 水道施設に係る電気、機械及び計装設備の整備、改良及び管理に関する事。
- ウ 工業用水道施設の管理に関する事。
- エ 工業用水道施設に係る電気、機械及び計装設備の整備及び改良に関する事。
- オ 工業用水道の給水契約に関する事。

- カ 公共下水道施設の管理に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- キ 公共下水道施設の改良に関すること。
- ク 排水管及び排水渠に関すること（他の所属に属するものを除く。）。
- ケ 排水ポンプ場並びに水門及び樋門の管理に関すること。
- コ 導水管及び送水管の管理に関すること。
- サ 水道水の水質検査及び保全に関すること。

(5) 下水処理場

- ア 下水処理場及び菊本雨水ポンプ場の管理に関すること。
- イ 特定事業場の排水に関すること。

2 職員の配置状況 59人（令和5年4月1日現在）



3 令和4年度上下水道事業等業務実績

(1) 水道事業

項目	令和4年度	令和3年度	比較増減	備考
行政区域内人口(人)	114,886	116,052	△1,166	年度末現在人口
計画給水人口(人)	120,000	120,000	0	H23.3.24計画変更認可
現在給水人口(人)	112,285	113,502	△1,217	年度末現在推計
普及率(%)	97.7	97.8	△0.1	$\frac{\text{現在給水人口}}{\text{行政区域内人口}}$
給水戸数(戸)	56,338	56,341	△3	年度末現在
年間配水量(m ³)	13,790,811	14,070,260	△279,449	年間総量
年間有収水量(m ³)	12,749,584	13,023,302	△273,718	年間総量
有収率(%)	92.4	92.6	△0.2	$\frac{\text{有収水量}}{\text{配水量}}$
配水管総延長(m)	590,901	590,488	413	年度末現在
職員数(人)	30	31	△1	

(2) 工業用水道事業

項目	令和4年度	令和3年度	比較増減	備考
給水社数(社)	3	3	0	住友化学(株) 住友金属鉱山(株) 住友重機械工業(株)
年間配水量(m ³)	15,494,306	16,048,101	△553,795	(R4:341日、R3:357日)
年間有収水量(m ³)	15,391,349	16,018,254	△626,905	(R4:341日、R3:357日)
有収率(%)	99.3	99.8	△0.5	$\frac{\text{有収水量}}{\text{配水量}}$
配水管総延長(m)	7,338.8	7,338.8	0	年度末現在
職員数(人)	5	5	0	

(3) 公共下水道事業

項目	令和4年度	令和3年度	比較増減	備考
行政区域内人口(人)	114,886	116,052	△1,166	年度末現在人口
処理区域内戸数(戸)	37,627	37,390	237	
処理区域内人口(人)	74,261	74,626	△365	
普及率(%)	64.6	64.3	0.3	$\frac{\text{処理区域内人口}}{\text{行政区域内人口}}$
処理区域内水洗化戸数(戸)	35,370	34,834	536	年度末現在
処理区域内水洗化人口(人)	70,480	69,528	952	
処理区域内水洗化率(%)	94.9	93.2	1.7	$\frac{\text{処理区域内水洗化人口}}{\text{処理区域内人口}}$
年間污水处理水量(m ³)	11,309,227	11,745,632	△436,405	年間総量
年間有収水量(m ³)	8,882,611	9,065,327	△182,716	年間総量
有収率(%)	78.5	77.2	1.3	$\frac{\text{有収水量}}{\text{污水处理水量}}$
職員数(人)	26	27	0	

4 令和4年度水道料金等調定収入の状況

(1) 水道事業

(単位：円)

区 分	現年度分			過年度分		
	調定額	収入額	未収額	調定額	収入額	未収額
水道料金	1,789,155,459	1,758,595,809	30,559,650	28,867,188	21,780,320	7,086,868
給水受託工事金	13,028,258	0	13,028,258	16,912,371	16,912,371	0
設計・検査手数料	4,998,800	4,998,800	0	0	0	0
加 入 金	60,489,000	60,489,000	0	0	0	0
分 担 金	174,079,617	61,533,175	112,546,442	171,690,129	171,690,129	0
企 業 債	80,000,000	80,000,000	0	0	0	0
補 助 金	17,746,000	0	17,746,000	42,096,000	42,096,000	0
その他の収入	180,078,947	167,366,586	12,712,361	58,738,315	58,738,315	0
計	2,319,576,081	2,132,983,370	186,592,711	318,304,003	311,217,135	7,086,868

(2) 工業用水道事業

(単位：円)

区 分	現年度分			過年度分		
	調定額	収入額	未収額	調定額	収入額	未収額
給水収益	250,278,649	227,522,205	22,756,444	22,748,107	22,748,107	0
工事分担金	0	0	0	0	0	0
企 業 債	0	0	0	0	0	0
その他の収入	53,536,999	33,234,846	20,302,153	2,326,395	2,326,395	0
計	303,815,648	260,757,051	43,058,597	25,074,502	25,074,502	0

(3) 公共下水道事業

(単位：円)

区 分	現年度分			過年度分		
	調定額	収入額	未収額	調定額	収入額	未収額
下水道使用料	1,458,503,158	1,321,907,490	136,595,668	132,666,475	126,382,719	6,283,756
下水道事業 受益者負担金	44,671,000	44,559,800	111,200	914,300	851,900	62,400
下水道事業 区域外流入分担金	14,227,100	14,227,100	0	125,300	125,300	0
計	1,517,401,258	1,380,694,390	136,706,868	133,706,075	127,359,919	6,346,156

(注) 下水道使用料の過年度分の未収額は、不納欠損額801,352円を含む。

下水道事業受益者負担金の過年度分の未収額は、不納欠損額10,400円を含む。

5 令和4年度上下水道事業等工事請負契約の状況

(単位：円)

区 分	一般競争入札		指名競争入札		随意契約		計	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
水 道 事 業	9	535,279,800	36	308,294,778	6	295,449,000	51	1,139,023,578
工業用水道事業	1	69,927,000	3	28,204,000	2	30,459,000	6	128,590,000
公共下水道事業	5	248,707,655	44	424,698,234	15	98,241,000	64	771,646,889
計	15	853,914,455	83	761,197,012	23	424,149,000	121	2,039,260,467

(注) 変更契約は含まない。

6 令和4年度水道事業たな卸資産入出庫状況

(単位：円)

種 別	区 分	前期繰越額	入 庫	出 庫	差引残額
管・継手類		7,554,083	1,919,060	1,710,279	7,762,864
栓サドル類		1,040,937	51,300	97,260	994,977
弁 類		396,337	271,480	161,620	506,197
ボックス類		223,485	0	0	223,485
量水器		2,294,695	6,023,200	4,623,625	3,694,270
備消耗品類		459,475	0	0	459,475
計		11,969,012	8,265,040	6,592,784	13,641,268

7 令和4年度公共下水道事業会計の状況

ア 収益的収支

(単位：円)

科 目		予 算 額	決 算 額	増減額又は 不用額	執行率 (%)
収 益 的 収 入	営業収益	2,469,071,000	2,459,643,972	△9,427,028	99.6
	営業外収益	1,520,568,000	1,527,556,871	6,988,871	100.5
	特別利益	0	1,699,897	1,699,897	-
	計	3,989,639,000	3,988,900,740	△738,260	100.0
収 益 的 支 出	営業費用	3,291,314,000	3,208,960,012	82,353,988	97.5
	営業外費用	512,242,000	478,240,494	34,001,506	93.4
	特別損失	25,345,000	24,280,274	1,064,726	95.8
	予備費	3,000,000	0	3,000,000	0.0
	計	3,831,901,000	3,711,480,780	120,420,220	96.9
収支差引額		157,738,000	277,419,960	-	-

上表の予算額、決算額等は、いずれも消費税及び地方消費税を含んでいる。

イ 資本的収支

(単位：円)

科 目		予 算 額	決 算 額	翌年度への 繰越額	増減額又は 不用額	執行率 (%)
資本的 収入	企業債	1,946,500,000	1,635,500,000	281,400,000	△29,600,000	84.0
	出資金	400,000,000	390,000,000	0	△10,000,000	97.5
	負担金	38,000,000	58,898,100	0	20,898,100	155.0
	国庫補助金	783,178,000	589,401,000	158,627,000	△35,150,000	75.3
	計	3,167,678,000	2,673,799,100	440,027,000	△53,851,900	84.4
資本的 支出	建設改良費	2,390,181,000	1,826,946,629	463,647,000	99,587,371	76.4
	企業債償還金	2,365,300,000	2,365,299,216	0	784	100.0
	長期借入金 償還金	32,811,000	32,810,000	0	1,000	100.0
	計	4,788,292,000	4,225,055,845	463,647,000	99,589,155	88.2
収支差引額		△1,620,614,000	△1,551,256,745	△23,620,000	-	-

上表の予算額、決算額等は、いずれも消費税及び地方消費税を含んでいる。

8 令和4年度に実施した主な事業

(1) 滝の宮送水場整備事業

既存施設の老朽化や耐震上の問題を解消するため、隣接土地に滝の宮送水場を更新し、川西地区全体の上水道の安定供給を図る。更新後の供用開始は、令和6年度を予定している。

<事業費>

滝の宮送水場高圧受変電設備更新工事 繰越分105,380,000円

(2) 新居浜市工業用水道更新・耐震化事業

昭和41年の供用開始以来、50年以上が経過し、一部の施設や管路に老朽劣化や耐震性の問題が認められるため、工業用水道施設の更新事業を進めることとし、山根配水池の耐震補強工事を平成27年度から2か年で実施し、平成29年度から配水管の更新・耐震化を進めている。これにより、工業用水道の安定供給が可能となり、南海トラフ巨大地震等の際にも工業用水道の被害を最小限に抑えることが可能となる。

<事業費>

工業用水道北新町配水管耐震補強工事 繰越分81,340,000円

工業用水道庄内町配水管実施設計業務委託 繰越分10,428,000円

山根配水場管理棟更新設計業務委託 繰越分9,032,000円

(3) 管渠整備事業

生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るとともに、浸水被害の解消を目的に、公共下水道の主要管渠の整備、面整備を行った。

<事業費> 1,036,170,110円(繰越分317,933,850円を含む。)

(4) 下水処理場改築事業

供用開始後43年が経過し、設備機器の耐用年数が超過し、老朽化した施設の機能回復を図るため、既存施設の改築更新を計画的・段階的に実施する。都市基盤施設としての下水道

の根幹をなす下水処理場を、恒久的かつ適正に機能させることで、本市の水環境の保全と安全で快適な市民生活の維持を図る。

＜事業費＞ 433,000,000円（繰越分152,000,000円を含む。）

9 指摘事項及び回答内容（回答は令和5年9月14日付け）

（1）修繕引当金の運用について

水道事業会計及び工業用水道事業会計の修繕引当金は、保有する有形固定資産の大規模修繕に備えるため、要修繕固定資産の帳簿原価の2%に相当する金額という限度額基準を設定し、修繕未執行額の計画的な引き当てを行っている。水道事業会計における令和4年度末修繕引当金残高は、限度額相当の約3億2,500万円であり、今後は引当金の運用についても明確化しておく必要があると思われる。

過去の運用としては、平成30年度から3年間は毎年度3,000万円を取り崩して財源に充当した事例もみられる。修繕引当金の目的や趣旨に沿った運用が、統一的かつ継続的にできるように、引当金の取崩し等についても明確な基準を定め、効果的な運用に努められたい。また、工業用水道事業会計についても、同様に取り扱いられたい。

（企画経営課）

＜回答＞

修繕引当金の運用につきましては、水道事業において令和3年度に料金改定の検討を行う際に、資産を適正に維持していくための経費として、資産維持率2%という水準を決定し、修繕引当金につきましても、資産の価格の2%に相当する金額まで引き当てを行うこととしました。取崩しにつきましては、収益的収支の修繕費用に充当することを想定しておりますが、予算額を上回る大規模災害や大規模漏水等の修繕が発生した場合に取崩しを行うよう、基準を設けるようにいたします。

工業用水道事業についても、水道事業と同様に、資産の価格の2%に相当する金額まで引き当てを行うこととしておりますが、取崩しについての明確な基準は設けられてないため、同様に基準を設けることとします。

（2）包括的民間委託の導入について

上下水道事業経営検討委員会では、次期長期継続契約締結（令和7年度）を目標に、水道料金徴収等業務と下水処理場運転管理業務について、新規包括的民間委託の導入に向け調査、研究、検討を進めている。包括的民間委託は、官民連携による事業の高度化や効率化、安定的かつ持続的な企業経営に資するものであり、積極的な取組を進められたい。

特に、下水処理場等包括委託は、段階的に、雨水ポンプ施設、上水道施設等の運転管理も含めた上下水道一体での包括委託を目指すものであるが、現行の各施設運転管理業務委託契約では、リスク分担や第三者への損害賠償等の規定に差異が生じている。今後、導入検討の中で、整合性と最適化を図られたい。

（企画経営課、水道課、下水道課、施設管理課、施設管理課（下水処理場））

＜回答＞

水道料金徴収等業務と下水処理場運転管理業務については、令和7年度の契約更新に向け、

包括的民間委託の範囲を拡充し、官民連携による効率化等がより図れるよう引き続き検討を進めてまいります。

また、段階的に目指す上下水道一体での包括的民間委託の検討につきましては、現在、各施設の委託契約ごとに異なるリスク分担や第三者への損害賠償等の規定について、それぞれの施設の特性や状況、委託内容等について分析・整理し、整合性と最適化を図ってまいります。

(3) 下水処理場の緑地維持管理費用削減について

下水道事業は、今後、設備の老朽更新や耐震化対応などにより、多額の資金が必要となる。一方、企業債残高及び一般会計からの繰入金削減という課題がある。そういう情勢下において、令和3年度に行った老朽木伐採は、維持管理費用の削減となり評価できる。施設の性格や見学者を考慮すると一定の緑地は必要であるものの、前段の厳しい状況や料金改定実施を考えるともう一段の取組が求められる。維持すべき緑地及び立ち木数を検討の上、伐採費用と維持費削減効果を勘案し、積極的かつ最大効果の削減に取り組まれない。

(施設管理課(下水処理場))

<回答>

下水処理場の緑地につきましては、最低限、維持すべき緑地及び立ち木を改めて精査した上で維持管理を行うとともに、老朽木を計画的に伐採するなど、適切な管理に努め、維持管理費用の更なる削減に取り組んでまいります。

(4) 下水汚泥の肥料化・燃料化の早期実現について

現状、下水汚泥については、セメント工場への資源化処理及び民間最終処分場への埋立処分を行っている。そのため輸送費を併せて多額の処理費がかかっている。一方、現在、汚泥の肥料化・燃料化試験プラントを設置して、その実証試験を行っている。乾燥用として燃料が必要であるが、下水処理場で発生する消化ガスを使うことでその有効利用度が増すことになる。汚泥に関して、処理費用から有価物への転換は、厳しい財政状況下にある下水道事業にとって必達すべきものと言える。早期の実現に向けて、鋭意取り組まれない。

(施設管理課(下水処理場))

<回答>

下水汚泥の有効利用につきましては、現在の処理費が上昇する中、早急に実現すべき取組であると認識をしております。肥料化・燃料化いずれにつきましても地域での資源・エネルギー循環の実現を目指すとともに、経営の面からも実現に向け取り組んでまいります。

企 画 部

1 企画部の主な事務事業

(1) 総合政策課

- ア 市政の基本方針及び重要施策の総合企画調整に関すること。
- イ 市政の調査研究に関すること。
- ウ 長期総合計画の調整及び進行管理に関すること。
- エ 総合戦略の推進及び調整に関すること。
- オ SDGs の推進及び調整に関すること。
- カ 過疎地域持続的発展計画に関すること。
- キ 市議会に関すること。
- ク 離島振興計画に関すること。
- ケ 広域行政に関すること。
- コ 基幹統計及びその他の統計に関すること。
- サ 行政改革、行政評価に関すること。
- シ 規制改革に関すること。
- ス 総合教育会議に関すること。

(2) 政策推進室

- ア 重要政策（市長が指示したものに限る。）の推進に関すること。
- イ 政策の調査研究に関すること。

(3) 秘書課

- ア 市長及び副市長の秘書並びに渉外に関すること。
- イ 広聴に関すること。
- ウ 市政モニターに関すること。

(4) シティプロモーション推進課

- ア シティプロモーションの推進に関すること。
- イ 移住及び定住の推進に関すること。
- ウ 生涯活躍のまち拠点施設に関すること。
- エ 報道機関との連絡調整に関すること。
- オ 市政の広報に関すること。

(5) 財政課

- ア 予算の編成、配当及び執行に関すること。
- イ 財政計画及び資金計画に関すること。
- ウ 市債及び借入金に関すること。
- エ 地方交付税等に関すること。
- オ 財政事情の公表に関すること。

(6) デジタル戦略課

- ア 電子計算組織の企画及び調整に関すること。
- イ 電子計算機のプログラム作成管理に関すること。
- ウ 電子計算機の管理運営に関すること。
- エ 情報化の推進に関すること。

(7) 別子銅山文化遺産課

- ア 別子銅山文化遺産に関すること。
- イ 広瀬歴史記念館に関すること。

(8) 港湾管理課

- ア 東予港(東港地区)に関すること。
- イ 新居浜港務局との連絡調整に関すること。
- ウ 漂流物に関すること(河川を除く。)

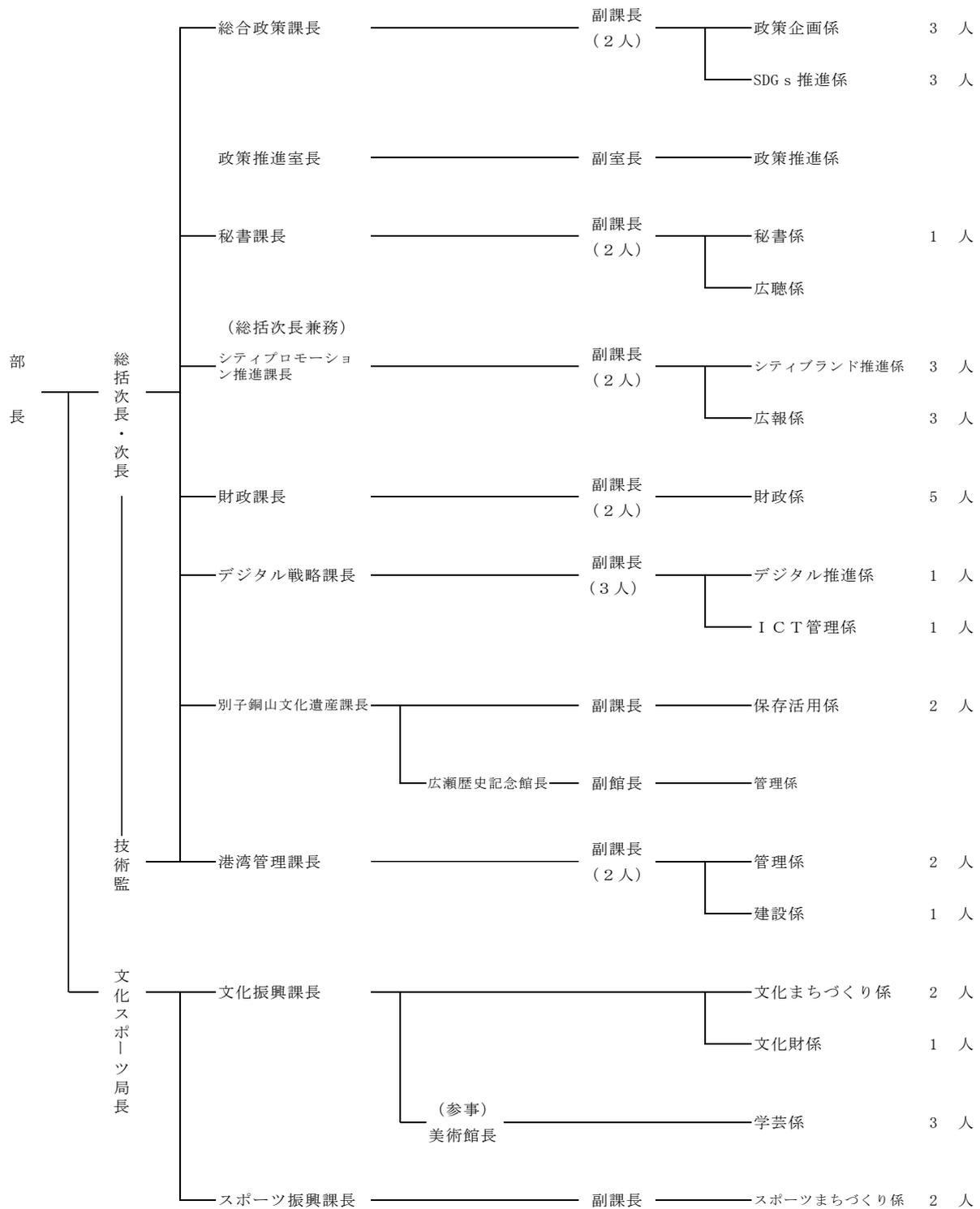
(9) 文化振興課

- ア 文化施設に関すること。
- イ 文化芸術の振興に関すること。
- ウ 文化財の保存活用に関すること。

(10) スポーツ振興課

- ア 体育施設に関すること。
- イ スポーツの振興に関すること。
- ウ スポーツ関係団体の育成に関すること。

2 職員の配置状況 66人（令和5年4月1日現在）



3 令和4年度に実施した主な事業

(1) シティプロモーション推進事業費

「Hello! NEW 新居浜」をブランドスローガンとして、本市の魅力・資源や新たな取組について、ターゲット別のシティプロモーションコンテンツの作成・配布・配信及びSNSの活用、移住・定住専用ポータルサイトの安定的な運用等、継続的なプロモーションを実施することにより、市外の人や移住検討者等に新居浜市の良さを知ってもらうとともに、市民にも愛着や誇りを再認識してもらうことができた。

<事業費> 15,298,276円

(2) 端出場水力発電所整備事業

別子銅山の近代化を支えた象徴である旧端出場水力発電所について、保存活用を図るため、平成28年度に「旧端出場水力発電所保存活用計画」を策定。平成29年度は、保存活用計画に基づき、建物本体の耐震補強の実施設計、周辺整備にかかる測量調査、実施設計を行い、平成30年度から継続事業として本体耐震補強工事に着手し、令和3年度末に竣工。令和4年度は、周辺整備工事を進め、令和5年3月28日に一般公開を開始した。整備事業により、後世への継承とともに観光施設マイントピア別子、端出場地区産業遺産との一体的な活用による観光交流人口の増加等別子銅山産業遺産を活かしたまちづくりに貢献できる。

<事業費> 153,642,534円

(3) 山田社宅整備事業

住友企業によって保存されてきた社宅6棟について、平成31年までに住友各社から本市へ寄贈を受けた。市では令和元年度に住友山田社宅保存活用計画を策定し、今後の一般公開に向けて整備を推進しており、令和4年度は外国人東社宅の耐震改修等工事と、外国人西社宅の和館解体契約を行った。

今後も、星越地区の歴史とともに昭和の近代化を象徴する社宅として将来にわたる保存活用を図るため、住友山田社宅6棟エリアの整備工事を推進し、別子銅山の歴史の継承、郷土愛の醸成を図る。

<事業費> 30,269,061円

(4) 旧広瀬邸等保存活用事業

国指定名勝「旧広瀬氏庭園」内の重要な構成要素をなす建造物8棟（靖献堂、馨原文庫、靖献堂渡廊下、醬油庫、指月庵、潺潺亭、広脇神社、唐津神社）について耐震診断を実施した。

<事業費> 22,813,639円

(5) 文化施設環境設備事業

老朽化が進んでいる文化施設、特に市民文化センターについて、令和4年度は、市民文化センター受変電設備改修工事等を実施した。また、市民文化センター大ホールの調光・音響設備のリースや舞台照明負荷設備の保守点検業務等を実施し、利用者の安全確保と利用環境の改善、利便性の向上を図ることができた。

<事業費> 32,050,122円

(6) 全国高校総体推進事業

四国ブロックで開催される全国高等学校総合体育大会において、本市では42年ぶりとなるウエイトリフティング競技大会を開催するため、実行委員会を組織し、大会の運営を行った。また、全国から本市に選手や関係者が集まる大会であることから、本市のウエイトリフティングの競技力向上に寄与することに加え、本市での滞在による経済的な効果や市内高校生のボランティア活動などの教育的効果もあった。

<事業費> 8,078,293円

(7) 総合文化施設の運営

新居浜の歴史、文化及び芸術を通して、市民が集い交流する場として、平成27年7月の開館以来、施設の管理運営を行うとともに市民の創作、発表、鑑賞等の機会を提供した。

【来館者数】

年 度	人 数 (人)
平成29年度	232,090
平成30年度	205,749
令和元年度	224,448
令和2年度	94,274
令和3年度	108,040
令和4年度	155,742

<事業費> 203,518,956円

・総合文化施設管理運営費	171,219,362円
・総合文化施設充実費	20,725,060円
・総合文化施設環境整備事業	998,800円
・市制85周年記念特別企画展開催事業	10,569,710円
・美術品購入基金繰出金	6,024円

4 一般会計款別歳入決算状況

(単位：円)

款 別	決 算 額		
	令和4年度	令和3年度	増 減
市 税	19,711,988,755	19,503,775,868	208,212,887
地方譲与税	356,830,945	350,120,777	6,710,168
利子割交付金	13,937,000	20,362,000	△6,425,000
配当割交付金	83,562,000	92,449,000	△8,887,000
株式等譲渡所得割交付金	68,737,000	115,218,000	△46,481,000
法人事業税交付金	306,163,000	305,448,000	715,000
地方消費税交付金	2,889,271,000	2,794,641,000	94,630,000
ゴルフ場利用税交付金	31,698,100	31,043,040	655,060
環境性能割交付金	23,083,000	20,455,000	2,628,000
地方特例交付金	123,614,000	341,658,000	△218,044,000
地方交付税	6,255,397,000	6,607,512,000	△352,115,000
交通安全対策特別交付金	12,067,000	14,015,000	△1,948,000
分担金及び負担金	223,702,636	211,062,062	12,640,574
使用料及び手数料	704,230,802	668,812,638	35,418,164
国庫支出金	10,982,820,633	13,358,022,359	△2,375,201,726
県支出金	3,778,275,355	3,817,407,454	△39,132,099
財産収入	120,040,708	118,454,402	1,586,306
寄 附 金	561,640,937	454,760,527	106,880,410
繰 入 金	1,343,402,950	1,712,011,550	△368,608,600
繰 越 金	1,091,635,484	1,163,622,265	△71,986,781
諸 収 入	1,862,816,763	1,734,217,579	128,599,184
市 債	2,710,389,000	4,703,629,000	△1,993,240,000
計	53,255,304,068	58,138,697,521	△4,883,393,453

5 一般会計款別歳出決算状況

(単位：円)

款 別	決 算 額		
	令和4年度	令和3年度	増 減
議会費	345,574,480	342,811,878	2,762,602
総務費	5,512,992,602	7,965,288,872	△2,452,296,270
民生費	22,016,186,887	23,273,048,242	△1,256,861,355
衛生費	4,189,986,380	4,902,410,112	△712,423,732
労働費	379,957,380	378,378,868	1,578,512
農林水産業費	863,718,691	673,906,223	189,812,468
商工費	2,033,356,509	3,532,271,278	△1,498,914,769
土木費	5,529,308,306	5,380,392,954	148,915,352
消防費	1,513,386,639	1,611,139,860	△97,753,221
教育費	4,990,547,011	4,319,574,930	670,972,081
災害復旧費	46,694,699	122,484,294	△75,789,595
公債費	4,752,231,880	4,545,354,526	206,877,354
計	52,173,941,464	57,047,062,037	△4,873,120,573

6 使用料の調定収入状況

(単位：円)

区 分	調 定 額	収入済額	収入未済額
市民体育館使用料	5,768,122	5,768,122	0
東雲市民プール使用料	568,470	568,470	0
テニスコート使用料	5,597,435	5,597,435	0
山根公園屋内プール使用料	4,630,120	4,630,120	0
山根市民グラウンド使用料	118,000	118,000	0
山根総合体育館使用料	3,277,061	3,277,061	0
市営野球場使用料	530,360	530,360	0
市営サッカー場使用料	1,534,060	1,534,060	0
多喜浜体育館使用料	740,377	740,377	0
文化振興会館使用料	889,354	889,354	0
自動販売機設置使用料（体育施設）	3,151,492	3,151,492	0
自動販売機設置使用料（文化施設）	612,147	612,147	0
市民文化センター施設使用料	7,937,303	7,937,303	0
美術館使用料	4,107,180	4,107,180	0
自動販売機設置使用料（美術館）	19,800	19,800	0
無線基地局設備設置使用料（美術館）	69,155	69,155	0
広瀬歴史記念館観覧料等	2,283,120	2,283,120	0
自動販売機設置使用料（広瀬歴史記念館）	273,254	273,254	0
自彊舎跡地使用料	95,619	95,619	0

7 指摘事項及び回答内容（回答は令和5年10月20日付け）

(1) 時間外勤務等命令書について

時間外勤務等命令書の一部について、次のような不適切な事務処理が見受けられる。内容を確認の上、改められたい。今後はチェック体制を強化するなど適正な事務処理をされたい。

ア 時間外勤務システムへの休憩時間の入力漏れによる支給額の過払いが生じている。

(シティプロモーション推進課)

<回答>

時間外勤務システムへの休憩時間の入力漏れによる支給額の過払いについては、適正な支給額を算定し、人事課に依頼を行い戻入しました。今後は、複数名で確認作業を行う等、チェック体制を強化し、適正な事務処理を行ってまいります。

イ 時間外勤務システムへの勤務実績の入力誤りによる支給額の不足が生じている。

(デジタル戦略課)

<回答>

勤務日の入力誤りによる手当の過少払いについて、訂正の上適正な支給額を算出し、人事課に依頼を行い追給しました。今後、複数名で確認作業を行う等、チェック体制を強化し、適正な事務処理を行ってまいります。

(2) 施設の使用に係る電気代について

別子郵便局の別子山ふるさと館移転に係る土地建物賃貸借契約書に基づき、移転に伴う設備造作工事中における資料室分の電気料金は、新居浜市が工事請負業者に請求することとなっているが、基本料金の算出に誤りがあり、電気料金の過大請求が生じている。内容を確認の上、改められたい。今後はチェック体制を強化するなど適正な事務処理をされたい。

(文化振興課)

<回答>

別子郵便局の移転に伴う設備造作工事中における資料室分の電気料金は、土地建物賃貸借契約書において、新居浜市が工事請負業者に請求することとしております。その際、基本料金については、資料室とふるさと喫茶で按分して請求すべきところ、誤って全額、工事請負業者へ請求し、過大請求となっておりました。発生した超過金につきましては、9月20日に工事請負業者へ返金いたしました。今後におきましては、複数名で確認作業を行う等、チェック体制を強化し、適正な事務処理を行ってまいります。

(3) 公共施設再編計画の推進強化について

平成30年の同計画策定以来、施設廃止等により約26億円の削減効果を発現している。引き続き、削減効果の検証を行うとともに、全庁推進体制の強化を図られたい。

特に、学校教育施設等公共施設の更新が集中する時期を控え、具体化を進めている小中学校施設の適正配置と長寿命化計画、また公立保育園等の再編計画に加えて、新市民文化センターにおける現機能再配置の検討等、今後の施設再編の在り方次第で、将来の行財政運営に

大きな影響を及ぼす重要な局面を迎えているものと考えます。

老朽化が進む公共施設の安全確保を第一義とした上で、徹底した施設機能と利用実態分析に基づき施設の複合化・多機能化を進め、面積縮減と機能拡充、経費削減に取り組まれます。

(総合政策課、政策推進室)

<回答>

公共施設再編計画に掲げる削減目標を達成するためには、市が保有する公共施設総量の約1/3を占める小・中学校や公立保育園・幼稚園の再編に早期に着手する必要があると認識しています。

このため、担当部局において昨年度から今年度にかけて策定した「小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本計画」及び「公立保育園・幼稚園の再編等に関する計画」に基づき、施設再編・総量縮減に向けた具体的な取組を開始しました。

小・中学校においては、適正化の対象校(9校)における地域の合意形成を図るため、本年8月から順次説明会を開催しており、保育園においても、民間による新施設整備に合わせて金子保育園を廃止するとともに、垣生保育園の廃止を決定するなど、取組を進めております。

さらに、基本設計を実施している金子小学校の長寿命化改修に関し、改築又は長寿命化に係る方針についての協議を進めていくこととしております。

以上の各取組を含め、今後においても、公共施設再編計画に基づく取組を着実に進めていくため、総合政策課が庁内調整を図り、スピード感をもった取組を進めてまいります。

(総合政策課)

<回答>

今後予想される大型プロジェクトを推進するためには、財源の確保が最も重要であると考えており、PFI等の新たな整備手法の導入、施設の複合化、国の補助や有利な起債制度の活用などについて、十分に検討を行い、長期的な財政負担の軽減、平準化を図り、将来世代に多大な負担を残さない形での施設整備を行ってまいります。

(政策推進室)

(4) マルチタスク車両について

マルチタスク車両については、デジタル田園都市国家構想推進の一翼として2台導入され、行政サービス及び福祉サービスに従事している。行政サービスでは、証明書発行、マイナンバーカードの受付及び期日前投票所等を担当し、週ごとに大島へ出向している。福祉サービスでは、保健指導や健康相談を担当し、将来的には医療サービスを視野に入れている。導入時は、国の資金によったものの、運転手や燃料代等運営費の負担がある。サービスを充実する場合、通信環境やシステム改善整備の問題がある。導入後数年はデモ及び試験段階であるとしても、いずれ将来的な役割・位置づけを明確にする必要がある。デジタル田園都市国家構想を推進する観点や行政サービスの将来像、費用対効果面など検討要素が多いが、将来像の明確化に取り組まれます。

(総合政策課)

<回答>

現在、行政サービス、福祉サービスともに、実証的な運用を行うとともに、マルチタスク

車両と提供サービスの周知など、市民への利用啓発に係る取組を進めております。

行政サービスでは、10月から、大島に加え、上部・川東の公民館を巡回するなど、運用対象地域の拡大を進めております。今後は、公民館以外での実証運用も検討しているほか、庁内関係部課所との協議を踏まえた更なる提供サービスの拡充も含め、住民ニーズに対応した運用と提供サービスの検討を進めてまいります。

また、福祉サービスにつきましても、保健指導等を実施するほか、健康イベント等の開催に取り組んでおりますが、9月からは、オンライン診療の導入に向けた関係機関との協議を開始しており、まずは、大島や別子山でのオンライン診療の試行、そして、将来的な定期運用に向け、諸課題の解決に取り組んでまいります。

なお、実証運用やイベントの際には、アンケートを通じたニーズ把握にも取り組んでいるところであり、今後におきましても、引き続き関係機関や庁内関係部課所との意見交換や試行的な取組を継続し、有効かつ効果的なマルチタスク車両の運用と住民ニーズに即したサービス提供に向けた検討を進め、将来像の明確化に取り組んでまいります。

(5) 近代化産業遺産群の面的活用による地域振興について

別子銅山文化遺産課では旧端出場水力発電所、住友山田社宅等市内に点在する近代化産業遺産群を周遊するバスツアーの実施を目指し、(株)マイントピア別子、新居浜観光ガイドの会等と協議を進めている。これら産業遺産群のブラッシュアップと魅力あるツアー造成には、産業遺産保存活用セクションに加え、観光セクションの経済部観光物産課や新居浜市観光物産協会等の関連機関との連携が重要である。

庁内外関係機関等との推進体制の更なる強化を図り、早期のツアー実施に向けて精力的に取組を進められたい。

(別子銅山文化遺産課)

<回答>

近代化産業遺産群を周遊するツアーの造成につきましては、(株)マイントピア別子をはじめとする関連機関との連携を強化し、ツアー内容の充実と早期造成に取り組んでおり、実施に際しては、経済部観光物産課や新居浜市観光物産協会等とも連携し、ツアーのPRを行ってまいります。

(6) 新居浜市美術館及び新居浜市総合文化施設の指定管理について

令和6年度の標記指定管理の再募集に向けて、別途随意契約で指定管理者に委託している管理・運営関連業務を可能な限り指定管理業務に一元化するとともに、改訂後の「指定管理者制度運用の手引」、「経費の算定等の基準」に準拠した募集要項等の策定に取り組まれたい。

また、美術館に関しては、作品の収集保管・調査研究、展覧会の企画等、中長期的な取組が必要となる学芸業務は直営で行うものとし、主に施設の管理運営業務を指定管理している。美術館の設置目的である美術表現に触れる機会の提供、美術文化の創造と発展には、直営学芸業務と指定管理業務の有機的な連携が、これまで以上に求められるところである。管理・運営の先進事例等の調査研究を進めるとともに、運営形態・所掌業務の見直しを絶えず行い、指定管理者制度の最適化を図られたい。

(文化振興課、文化振興課(美術館))

<回答>

新居浜市美術館及び新居浜市総合文化施設の指定管理につきましては、令和6年の再募集にあたり、別途随意契約で指定管理者に業務委託を行っているものについては、その内容を整理し、指定管理業務に一元化するとともに、改訂後の「指定管理者制度運用の手引き」「経費の算定等の基準」に準拠し、募集要項を策定いたします。

美術館につきましては、設置目的の実現に向け、実施可能なものから令和6年の募集要項に取り入れる様に管理・運営の先進事例等の調査研究を行ってまいります。これまで以上に直営学芸業務と指定管理者の有機的な連携を図るため、運営形態・所掌業務の見直しを絶えず行い、指定管理者制度の最適化を図ってまいります。

(7) 港湾管理費負担金及び新居浜マリーナ管理運営負担金について

新居浜港務局定款第24条では、港務局の経費不足分は新居浜市が負担すると規定され、港湾管理費負担金及び新居浜マリーナ管理運営負担金として支出している。

特に、新居浜マリーナ事業については、陸上部門ではスポーツ振興やキャンピングブームにより利用度が上がっており、また、ハーバー部門では釣りやクルージングの増加が期待される。今後、市政における財務状況や将来の大型投資案件などを考えると、新居浜港務局に対しても一段の経費削減及び収益性の向上による財政バランス改善を働きかける必要がある。

新居浜港務局と協議を進められ、新居浜市負担金の削減に努められたい。

(港湾管理課)

<回答>

新居浜マリーナ管理運営負担金については、現在のマリパーク新居浜の指定管理者が令和5年度で終了することから、「令和5年度指定管理者制度運用の手引き」に基づき次年度以降の指定管理者の募集を行っており、募集要項の中で、経費の考え方については「指定管理に伴う経費の算定等の基準」に基づき設定し、増額となった収入分、減額となった支出分については精算する旨、明記いたしました。

さらに、今後施設照明のLED化による電気料金の削減や使用料を見直し増収を図るなどの取組を行うことによって、経費削減及び収益性の向上を図り、新居浜市負担金の削減を行ってまいります。

建設部

1 建設部の主な事務事業

(1) 都市計画課

- ア 都市計画に関すること。
- イ 国土利用計画及び国土利用計画法に基づく調査、指導及び進達に関すること。
- ウ 駐車場法に関すること。
- エ 崖崩れ防災対策に関すること。
- オ 都市景観に関すること。
- カ 都市公園等に関すること。
- キ 子供広場及び児童遊園地の管理に関すること。
- ク 新居浜駅前駐車場等及び新居浜駅前駐輪場等に関すること。
- ケ 屋外広告物に関すること。
- コ 公衆便所に関すること。
- サ 土地区画整理事業に関すること。
- シ 新居浜駅周辺整備に関すること。
- ス 河川及び国土交通省所管海岸に関すること。
- セ 下水を排除する排水管及び排水渠に関すること（管理に関するものを除く。）。
- ソ 排水ポンプ場並びに水門及び樋門に関すること（管理に関するものを除く。）。

(2) 国土調査課

- ア 地籍調査の計画実施に関すること。
- イ 地籍調査の成果に関すること。

(3) 道路課

- ア 道路及び橋りょうの調査計画に関すること。
- イ 都市計画道路事業に関すること。
- ウ 地方道事業及び県費補助事業に関すること。
- エ 道路の改良及び修繕補修に関すること。
- オ 交通安全施設に関すること。
- カ 市道の維持管理に関すること。
- キ 道路災害復旧事業に関すること。
- ク 市道の認定、占用許可に関すること。

(4) 用地課

- ア 用地の取得（借地を除く。）及び借受けに関すること。
- イ 地上物件その他の補償に関すること。
- ウ 取得物件の登記に関すること。
- エ 地価公示に関すること。

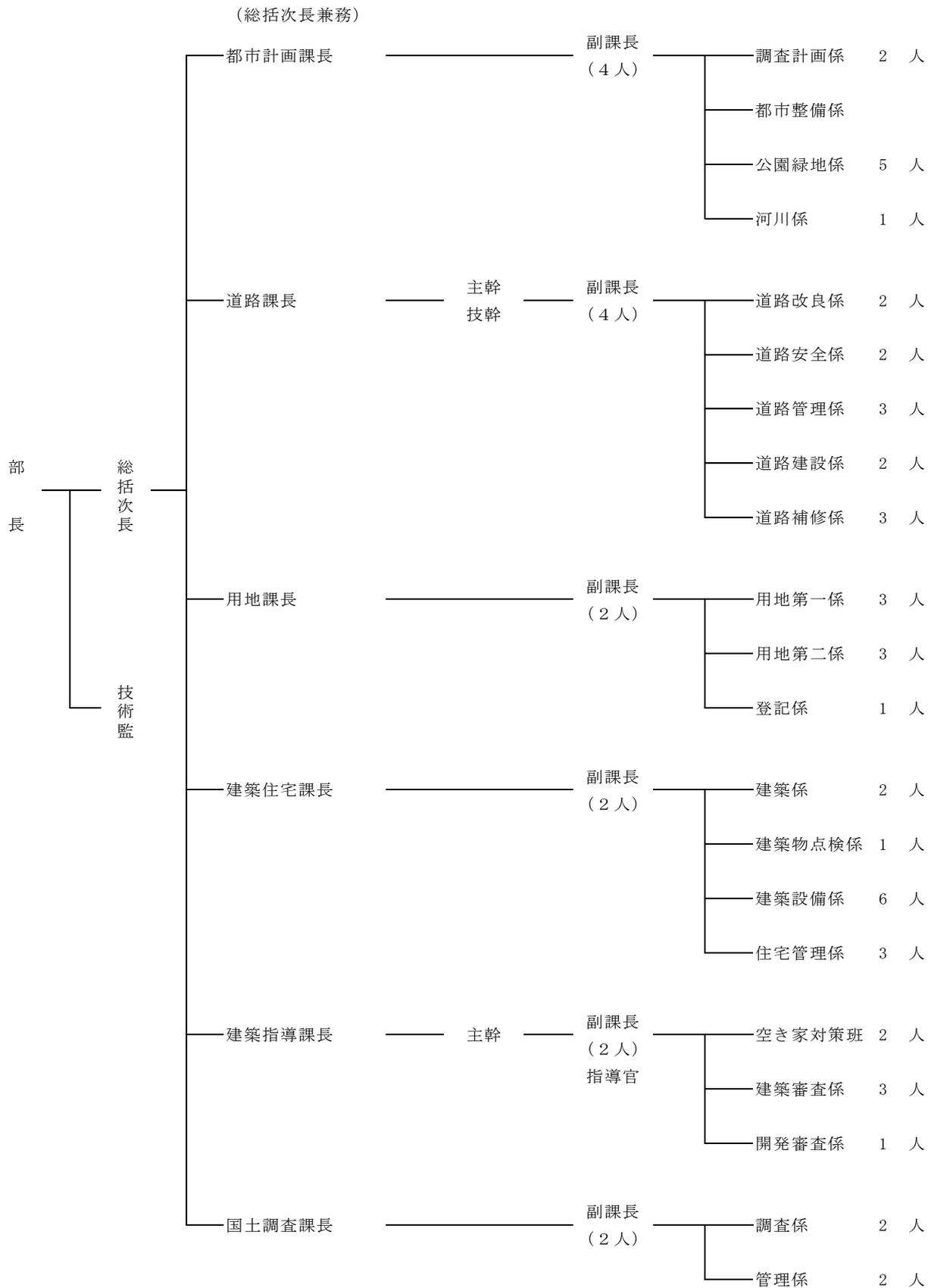
(5) 建築住宅課

- ア 市営住宅及び活性化推進住宅の建設並びに補修に関すること。
- イ 市有建築物の建設、補修及び点検に関すること。
- ウ 市営住宅及び活性化推進住宅の管理に関すること。
- エ 住宅地区改良法に係る県知事からの委任に関すること。
- オ 旧雇用促進住宅の管理等に関すること。

(6) 建築指導課

- ア 建築基準法の実施に関すること。
- イ 建築行政指導及び相談に関すること。
- ウ 住宅金融支援機構委託事業に関すること。
- エ 開発許可申請等の審査に関すること。
- オ 優良宅地、優良住宅の認定に関すること。
- カ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の実施に関すること。
- キ 建築物の耐震改修の促進に関する法律の実施に関すること。
- ク 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の実施に関すること。
- ケ エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律の実施に関すること。
- コ マンションの建替え等の円滑化に関する法律の実施に関すること。
- サ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の実施に関すること。
- シ 都市の低炭素化の促進に関する法律の実施に関すること。
- ス 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の実施に関すること。
- セ 空家等対策の推進に関すること。

2 職員の配置状況 77人 (令和5年4月1日現在)



3 令和4年度に実施した主な事業

(1) 滝の宮公園リニューアル事業

昭和31年の開設後、60年以上が経過した滝の宮公園を、少子高齢化や健康意識の高まりなど近年の利用者ニーズに応じた再整備を行った。日本庭園、健康広場、大池周り園路の弾性舗装等の整備を実施し、来園者が増加した。

<事業費> 91,858,473円 (繰越分 83,983,000円を含む。)

(2) 宇高西筋線改良事業

宇高西筋線(市道松の木東雲線)は、宇高町四丁目から宇高町一丁目を南北に結ぶ都市計画道路であり、隣接する高津小学校の通学路となっているが、歩道のない一車線の狭い道路であるため、市道「新田松神子線」から高津公民館南側の市道「南沢津北通り線」までの延長430m間について、道路改良を実施することにより、児童・生徒を含む歩行者の安全な通行と地域住民の利便性向上を図る。

<事業費> 140,712,205円(繰越分 65,152,854円を含む。)

(3) 公営住宅建替推進事業

老朽化した公営住宅の建て替えにより、安全性の確保、バリアフリー性能の向上等居住環境の整備を図った。令和2年度から着手した東田団地1号棟の外構工事が完了し、引き続き東田団地2号棟の新築建設工事を着工した。

<事業費> 691,469,000円

(4) 民間木造住宅耐震診断、耐震改修補助事業

民間による木造住宅の耐震診断及び耐震改修の円滑な実施を支援し、建築物の耐震性の向上を図るため、診断費用または改修に係る設計・工事・監理費用の一部について補助を行った。

<事業費>

【耐震診断事業】	509,260円	補助件数	10件
【耐震改修補助事業(設計補助)】	1,050,000円	補助件数	7件
【耐震改修補助事業(工事補助)】	5,774,000円	補助件数	6件
【耐震改修補助事業(工事監理補助)】	180,000円	補助件数	6件

(5) 危険家屋除却補助事業

安全安心な生活環境の確保及び良好な地域景観の保全を図るため、老朽化等による危険な空き家を除却する者に対して、除却費用の一部について補助を行った。

<事業費> 7,331,000円 補助件数 10件

(6) 民間ブロック塀撤去補助事業

災害に強いまちづくりを進めたるため、危険ブロック塀の撤去に係る費用の一部について補助を行った。

<事業費> 1,044,000円 補助件数 5件

(7) 地籍調査事業

迅速な災害復旧、円滑な公共事業の推進、固定資産税の公平な課税等土地の有効活用を図るため、地籍調査事業を実施した。

<事業費> 80,940,387円(繰越分 57,400,000円を含む。)

4 使用料、手数料の調定収入状況

(単位：円)

区 分	調 定 額	収入済額	収入未済額
公営駐車場使用料	12,017,000	12,017,000	0
公営駐輪場使用料	11,642,400	11,642,400	0
公園使用料	1,654,055	1,654,055	0
自動販売機設置使用料 (都市計画課分)	559,796	559,796	0
地籍調査成果交付手数料	37,200	37,200	0
屋外広告物許可申請手数料	1,874,020	1,874,020	0
用途地域等証明手数料	11,100	11,100	0
低未利用土地等確認手数料	6,600	6,600	0
道路使用料	37,314,050	37,314,050	0
敷地使用料	315,116	315,116	0
開発許可等手数料	1,767,630	1,767,630	0
建築確認手数料	9,865,300	9,865,300	0
自動販売機設置使用料 (市営住宅分)	256,921	256,921	0

5 市営住宅家賃等の調定収入状況

(単位：円)

区 分		調 定 額	収入済額	収納率	不納欠損額	収入未済額
家 賃	現年度分	263,755,940	263,400,690	99.9%	0	355,250
	滞納繰越分	8,303,690	1,510,855	18.2%	50,370	6,742,465
	計	272,059,630	264,911,545	97.4%	50,370	7,097,715
共益金	現年度分	29,624,123	28,950,287	97.7%	0	673,836
	滞納繰越分	4,347,502	706,095	16.2%	71,190	3,570,217
	計	33,971,625	29,656,382	87.3%	71,190	4,244,053
駐 車 場	現年度分	2,931,810	2,931,810	100%	0	0
	滞納繰越分	4,400	4,400	100%	0	0
	計	2,936,210	2,936,210	100%	0	0
督 促 事 務 費	家賃	99,900	99,900	100%	0	0
	駐車場	9,000	9,000	100%	0	0
	計	108,900	108,900	100%	0	0

6 指摘事項及び回答内容（回答は令和5年11月22日付け）

（1）時間外勤務について

時間外勤務等命令書の一部について、時間外勤務システムへの入力誤りによる支給額の過払いが生じている。内容を確認の上、改められたい。今後は、チェック体制を強化するなど適正な事務処理をされたい。

（建築住宅課）

<回答>

今回の時間外勤務システムへの入力誤りにつきましては、錯誤に至った経過を課内全体で再度情報共有し、複数の職員によるチェックを行う際の留意事項とすることで、今後以降の再発防止に取り組んでまいります。

また、該当過払い金につきましては速やかに人事課に報告を行い、返金を完了いたしました。

（2）新居浜駅周辺駐輪場、駐車場の管理運営について

ア 市政の厳しい財政状況を考えると、あらゆる事業において、いかに経費節減と収益増を図るかが喫緊の課題となっている。駅周辺駐車場事業の収益性が比較的良い状況であることは評価できるが、同駐輪場事業においては、本市が窮地を脱するために更なる収益性向上を目指すべきである。利用者を一般と学生に区分し、それぞれの受益者に応分の負担を求める取組を段階的に進めるなど、他の経費削減策、収益向上策も含め、更なる収益性向上に取り組まれたい。

イ 駅周辺駐輪場は、料金システム保守等を除き指定管理で運営を行っている。一方、同駐車場は、開設以来、市直営の運営を継続している。これら施設をすべて指定管理に移行することで「経費節減と効率化の拡充」、周辺の人の広場や南北導線の出逢いロード等と一体的・効果的に利活用することで「にぎわいの創出」、更には観光物産協会等観光事業者との連携による「周遊型観光の展開」についても大いに可能性があると考ええる。

民間事業者のアイデア・ノウハウによるサービス向上と魅力ある事業展開につながるよう、事業自由度の高い利用料金制や納付金制度を組み入れた指定管理者制度の再構築等、令和7年度の事業者募集に向けて、関係部局と連携し更なる資産活用を検討されたい。

（都市計画課）

<回答>

ア 物価高騰や本市の財政状況等を鑑みながら、都市的な役割と受益者負担の両面を考慮し、将来にわたり持続可能な運営が可能となるよう、引き続き経営改善の方策を検討してまいります。

イ 関係法令等の確認及び関係者への聞き取りを行い、令和7年度の事業者募集に向け、駅周辺駐車場も含めた指定管理者制度の再構築等について検討してまいります。

（3）高齢単身者住宅の拡充について

平成29年に見直しを行った「新居浜市公営住宅等長寿命化計画」については、東田団地

建替事業をもって区切りとなるため、今後、社会環境の変化に伴う住宅需要動向の調査や住宅ストックの見直しなど優先順位をつけて、次期の長寿命化計画を策定することとしている。一方、ここ数年の社会問題として、高齢単身者の民間住宅施設への入居拒否・困難の問題が顕在化しており、本市においても、だんだんと現実化・深刻化してくると思われる。この問題への対応は、ただ単に居住スペースを用意すればいいというものではなく、高齢者に関する様々な問題への配慮・検討も必要になる。次期長寿命化計画の策定に当たっては、関係部局と連携、協議の上、公営住宅の適正規模・配置の検討と併せ、高齢単身者住宅について十分な対応を検討されたい。

(建築住宅課)

<回答>

高齢化社会の進展等を背景に、公営住宅事業に対する単身高齢者の需要が顕著に増加していることは把握しており、現状計画においても高齢単身者用住戸の増設以外にエレベーター設備等の配備、手すり・スロープの設置や段差の解消など、バリアフリーの視点に留意して整備に取り組んでおります。また、民間住宅への入居問題につきましても、国、県が中心となって、セーフティネット住宅の拡充など、高齢単身者の入居を妨げない住宅環境の確保や改善について、民間住宅管理会社との間で整備が進められているところです。

一方、施設の高機能化に伴う公営住宅の家賃水準上昇や、交通事情等、立地条件による利便性への配慮など、今後も取り組むべき課題を認識しており、次期長寿命化計画策定に際し、今後さらに増加していく高齢者需要に配慮した住宅環境の確保に取り組んでまいります。